

管理 No.

申 026

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:市民部 文化振興課

(総務係)

根拠区分	条例・規則
許認可等の名称	入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室の使用承認
根拠条例・規則の名称/条項	入江泰吉記念奈良市写真美術館条例(平成4年奈良市条例第19号)第5条
処分権者	指定管理者
審査基準	<p>入江泰吉記念奈良市写真美術館の一般展示室の使用承認は、次の基準により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none">・入江泰吉記念奈良市写真美術館条例 第5条、第6条・入江泰吉記念奈良市写真美術館条例施行規則(平成7年奈良市規則第17号) 第5条・入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室運用基準 <p>(関連条文)</p> <p>【入江泰吉記念奈良市写真美術館条例】 (展示室の使用)</p> <p>第5条 美術館の一般展示室(以下「展示室」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、写真の展示に使用するときに限るものとする。</p> <p>3 指定管理者は、第1項の承認に際し、展示室の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。</p> <p>(展示室の使用の不承認)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、展示室の使用を承認してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。(2) 施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。(3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。 <p>【入江泰吉記念奈良市写真美術館条例施行規則】 (展示室の使用承認の申請)</p> <p>第5条 条例第5条第1項の規定により展示室の使用承認を受けようとする者は、入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用承認申請書(別記第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請の受付は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の6箇月前に当たる日の属する月の第1日曜日(その日が休館日に</p>

	<p>当たるときは、第2日曜日)から使用日前7日に当たる日までの間において行う。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>3 第1項の申請の受付時間は、午前 10 時から午後5時までとする。ただし、休館日は受け付けない。</p>
標準処理期間	即日
最終更新日	平成31年4月1日更新